

令和4年度 山口県中学校体育連盟

山口県中学校体育連盟主催大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成している。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意いただきたい。

1 大会実施にあたっての基本的な考え方について

大会の実施にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を参考に、今後の山口県中学校体育連盟主催大会実施にあたっての基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとする。

なお、本ガイドラインに加えて、各競技団体及び開催会場施設の定めた新型コロナウイルス感染症拡大予防に関する規程がある場合はそれに従うこととする。

併せて、大会後に陽性者が出た場合の報告義務にも従うこととします。

【大会実施にあたっての基本的な考え方】

(1) 感染源を絶つ

(2) 感染防止の3つの基本

○ 身体的距離の確保 ○ 試合（プレー）時以外でのマスクの着用 ○ 手洗い等の徹底

(3) 3つの「密」（密閉空間，密集場所，密接場面）の回避

(4) 安全な活動環境等の確保

2 大会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

○ 大会事務局は以下の点について配慮する。

- ・ 風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある選手や引率者等は大会に参加させないことを徹底する。
- ・ 各校の選手及び引率者等の大会前後1週間分（計2週間分）の体調を記録した「体調記録表」（様式1）の記録を求め、健康管理を徹底する。
- ・ 大会当日受付時等に、「学校同行者体調記録表」（様式2）を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。

- ・ 「学校同行者体調記録表」(様式2)に記載された者以外の来場者に対し、「来場者体調記録表」(様式3)に、氏名・年齢・住所・連絡先(電話番号)・検温した体温・来場前1週間における、次のア～オの有無の確認と、来場後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認する。

ア：平熱を越える発熱

イ：咳や喉の痛み など風邪の症状

ウ：だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ：味覚や嗅覚の異常

オ：過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触

- 引率者等は以下の点について配慮する。
 - ・ 集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認するなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 大会事務局及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

(2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保

- 原則開閉会式等は実施しない。(表彰自体は行ってもよいが、式典形式にしない)。
- 対戦相手や審判等との握手や、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなど、競技以外の身体接触を控えるよう指導する。
- 監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔ができるだけ1メートル以上空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。また、オンラインでの会議も工夫する。
- 集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2メートル(最低1メートル)以上空くように指導する。食事をする際は、個食とし、車座にならない。

イ マスクの着用

- 選手、引率者等及び大会関係者はマスク等を準備し、大会中は競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し咳エチケットを徹底する。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、大会事務局の指示に従う。
- 大会事務局や引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、コップ等は共用しない。

ウ 手洗い等の徹底

- 選手や引率者等及び大会関係者がこまめに手洗いを行えるよう、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で参加者に手洗いを促す。
- 手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。参加者には、事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんで手洗いを行うよう選手に指導する。

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 試合会場への入場は、登録された選手や引率者等及び大会関係者のみとする。
- 出場選手として登録されていない部員やマネージャー及び応援者（保護者）の入場制限については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し判断し、次のカテゴリーに区分する。ただし詳細については、各施設のガイドラインに則り各競技・会場毎で定めることとする。

A 無観客

大会関係者以外の入場を不可とし、無観客とする。

B 制限付きで入場を許可

参加校の保護者・登録されていない部員・マネージャーに限定して入場を認める。

C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技などの観客のコントロールが難しい競技・会場では、入場を認められた者以外の立入禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。ただし、参加校の保護者及び学校関係者に限定する。

○ 大会事務局は以下の点について配慮する。

- ・ 試合会場や動線を複数設けるなどし、選手や引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- ・ チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等はバス等の車内が密閉空間にならないよう運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- ・ 更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう床に目印テープを貼付したりするとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり小窓を開いたりする等、換気に配慮する。
- ・ 屋内で実施する競技においては、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- ・ 屋内で実施する競技においては、1時間に2～3回程度、ドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- ・ 引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ会話は控えるよう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 試合に関わる全ての者（大会役員、審判、指導者、選手）は、大会前後1週間分（計約2週間分）の行動を、「行動履歴書」（様式4）に記録する。
- 大会事務局は、参加校に対し感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し「同意書」（様式5）を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行なわれていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 試合会場へ入場する保護者については、「来場者体調記録表」（様式3）を記録の

上、来場ごとに大会本部に提出する。

- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が確実に、速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)に則り運営する施設を選定し、施設の定める感染拡大予防対策について事前に打合せを行い対策を講じる。
- 各競技団体が、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会)に則り作成した規程がある場合は、それに従って感染拡大予防対策を講じる。

3 大会 1 週間前までに学校内で感染等が判明した場合について

保健所、医師等関係諸機関と関係者で協議し出場の可否について校長が慎重に判断すること。

4 大会期間中に学校内で感染等が判明した場合について

- (1) 大会に参加していた選手、部顧問、役員等関係者の感染が判明した場合、感染者及び濃厚接触者に特定された者は、大会継続中である場合は行動自粛が解除されるまで大会に参加できない。
- (2) 該当競技参加者は、保健所などの聞き取り等に協力し、その指示に従うとともに、感染拡大防止に努めるよう指導すること。
- (3) 該当競技の継続中止判断については、保健所などの指導に従い主催者で判断し、継続が可能な場合はその後の試合の組合せ等について競技専門部で決定する。

5 その他

- (1) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策も十分に講じること。
- (2) その他、詳細については競技専門部において定めること。